

「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領 新旧対照表

閣議決定前	閣議決定後
第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号） 「宿泊業技能測定試験」 （1）技能水準及び評価方法 （技能水準） 当該試験は、フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務について、定型的な内容であれば独力で実施できることを求めることとしており、これらの業務に係る技能・知識を確認することとしている上記試験の合格者は、運用方針5（1）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。 （評価方法） 試験言語：日本語 実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター 実施方法：学科試験（コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式）及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又は口頭による判断等試験） （2）試験の適正な実施を担保する方法 試験の実施に当たり、試験会場における試験監督の定期的な見回り、旅券その他の写真付きの身分証明書による本人確認等の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。 （3）国内試験の対象者 国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を	第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号） 「宿泊業技能測定試験」 （1）技能水準及び評価方法 （技能水準） 当該試験は、フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務について、定型的な内容であれば独力で実施できることを求めることとしており、これらの業務に係る技能・知識を確認することとしている上記試験の合格者は、運用方針5（1）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。 （評価方法） 試験言語：日本語 実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター 実施方法：学科試験（コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又はペーパーテスト方式）及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式又は口頭による判断等試験） （2）試験の適正な実施を担保する方法 試験の実施に当たり、試験会場における試験監督の定期的な見回り、旅券その他の写真付きの身分証明書による本人確認等の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。 （3）国内試験の対象者 国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を

認める。 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号） （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」 ア 日本語能力水準及び評価方法 （日本語能力水準） 当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。 （評価方法） 実施主体：独立行政法人国際交流基金 実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式 イ 試験の適正な実施を担保する方法 同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。 （2）「日本語能力試験（N 4 以上）」 ア 日本語能力水準及び評価方法 （日本語能力水準） 当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。 （評価方法）	認める。 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号） （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」 ア 日本語能力水準及び評価方法 （日本語能力水準） 当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。 （評価方法） 実施主体：独立行政法人国際交流基金 実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式 イ 試験の適正な実施を担保する方法 同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。 （2）「日本語能力試験（N 4 以上）」 ア 日本語能力水準及び評価方法 （日本語能力水準） 当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。 （評価方法）
--	--

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会 実施方法：マークシート方式 イ 試験の適正な実施を担保する方法 同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。 （３）業務上必要な日本語能力水準 上記１の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。 第２ 法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項 １．宿泊分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法 国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。 （１）宿泊分野の１号特定技能外国人在留者数（<u>３か月に１回</u>法務省から国土交通省に提供） （２）職業安定業務統計に基づく有効求人倍率、雇用動向調査に基づく欠員率 （３）業界団体を通じた所属企業等への調査 （４）「宿泊分野特定技能協議会」による状況把握等 ２．人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置	実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会 実施方法：マークシート方式 イ 試験の適正な実施を担保する方法 同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。 （３）業務上必要な日本語能力水準 上記１の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。 第２ 法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項 １．宿泊分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法 国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。 （１）宿泊分野の１号特定技能外国人在留者数（<u>定期的に</u>法務省から国土交通省に提供） （２）職業安定業務統計に基づく有効求人倍率、雇用動向調査に基づく欠員率 （３）業界団体を通じた所属企業等への調査 （４）「宿泊分野特定技能協議会」による状況把握等 ２．人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置
---	---

(1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

(2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、

上記第1の試験合格により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：館内販売、館内備品の点検・交換等）に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：館内販売、館内備品の点検・交換等）に付随的に従事することは差し支えない。

2. 第2号技能実習を良好に修了した者の日本語能力の評価 ____職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。 3. 分野の特性を踏まえて講じる措置 （1）「宿泊分野特定技能協議会」（運用方針5（2）イ及びウ関係） 国土交通省は、宿泊分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「宿泊分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。 また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。 ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握	2. 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 <u>（1）「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</u> <u>（2）</u>職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。 3. 分野の特性を踏まえて講じる措置 （1）「宿泊分野特定技能協議会」（運用方針5（2）イ及びウ関係） 国土交通省は、宿泊分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「宿泊分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。 また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。 ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
--	--

② 問題発生時の対応 ③ 法令遵守の啓発 ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の１号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保 ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析 （２）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する必要な協力（運用方針５（２）エ関係） 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。 ４．治安への影響を踏まえて講じる措置 （１）治安上の問題に対する措置 国土交通省は、宿泊分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。 （２）治安上の問題を把握するための取組 国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。 （３）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等 国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。 また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含	② 問題発生時の対応 ③ 法令遵守の啓発 ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の１号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保 ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析 （２）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する必要な協力（運用方針５（２）エ関係） 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。 ４．治安への影響を踏まえて講じる措置 （１）治安上の問題に対する措置 国土交通省は、宿泊分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。 （２）治安上の問題を把握するための取組 国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。 （３）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等 国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。 また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含
--	--

め、必要な措置を講じる。	め、必要な措置を講じる。
--------------	--------------